

知的財産戦略・産学官連携推進に関する取組

平成16年1月21日
文部科学省

文部科学省における知的財産・産官学連携に関する報告書等

産学官連携推進 全般	新時代の産学官連携の構築に向けて (審議のまとめ)	平成15年4月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会	国立大学法人化後の産学官連携のあり方を 含め新時代の産学官連携構築の方向性につ いて提示。
知的財産等の取扱	知的財産ワーキング・グループ報告書	平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキング・グループ	大学等における特許等知的財産の機関 帰属原則への見直しの考え方と組織的 管理・活用の在り方を提示。
利益相反への対応	利益相反ワーキング・グループ報告書	平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ	産学官連携に伴って生じる利益相反(教 職員の(企業との関係で有する)利益や 責務と大学等における責任の衝突)への 対応の考え方と大学等における対応方策 の方向性を提示。
研究成果の取扱	研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書	平成14年5月	研究開発成果の帰属とその利用に関し、 成果の利用促進の観点からその基本的 考え方を提示。
	研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガ イドラインについて	平成14年7月	
発明補償の取扱	文部科学省の職員の職務発明等に対する補償金 支払要領	平成15年1月	発明補償に関し、上限撤廃と算定率の アップを柱とした補償金の算定について 提示。
契約の取扱	共同研究契約書・受託研究契約書 [様式参考例]	平成14年3月 (平成15年4月改訂)	企業ニーズをふまえた柔軟な契約を確保 するため、契約書の参考例を提示。
国立大学法人化後の 取扱	法人化後の産学官連携・知的財産の取扱いにつ いて(参考資料)	平成15年9月	法人化後の産学官連携・知的財産に関 するルール等が円滑に整備されるよう参 考となる考え方などを提示。

新時代の産学官連携の構築に向けて(審議のまとめ)概要

平成15年4月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会

産学官連携の意義

- ・ 産学官連携は大学等の教育・研究の活性化、社会の信頼を得つつ発展するための有意義な手段
- ・ 社会貢献は大学にとって教育・研究に加えて「第三の使命」(産学官連携は社会貢献の一形態)

今後の産学官連携のあり方

- 研究成果の機関帰属への転換の推進
- 産学官連携活動に対する評価の必要性
- 大学発ベンチャー・創出の促進
- 人文社会分野での産学官連携の推進
- インターンシップ等教育面での産学官連携の推進
- 知的クラスター等地域関係との連携強化
- 人的交流の促進

産学官連携の将来像

- 大学は競争的環境下で構成・特色を明確にしつつ発展
- 知的財産は機関帰属・機関管理の原則が定着
- 大学では知的財産管理体制を整備
- TLOと大学との関係はもっとも効果的・効率的な体制を選択
- 時々の経済情勢・景気動向に左右されない恒常的な産学官連携の推進

産業界に期待される事項

- 自前主義の限界を認識、企業外資源の価値を評価
- 市場原理、競争に根ざした目利き機能の発揮
- 国内大学への積極的な投資
- インターンシップ受入等、人的連携の強化
- 地域産業関連団体や企業群のグループ形成
- 企業側の産学官連携窓口の明確化

新時代の産学官連携の構築に向けて(審議のまとめ)概要

平成15年4月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会

今後取り組むべき事項

(1) ブレークスルーを目指した産学官連携による研究開発課題の発見と設定

経済活性化のための研究開発プロジェクトの推進やマッチングファンドの充実
先端計測器機器等科学技術基盤の整備等

(2) 研究成果の効果的な社会還元への推進

特許化の資金的支援、研究成果の移転
(「死の谷」克服支援、大学知的財産本部整備事業の充実・強化等)

(3) 大学等発ベンチャー創出の促進等

インキュベーション施設整備、大学発ベンチャー創出を目指した技術開発支援・事業化支援、
知的クラスター等の整備、起業家人材の要請(専門職大学院の活用)、最低資本金制度の見直し、
証券取引法上の資金調達規制の緩和、画一的な労働時間規制の緩和等

(4) 産学官連携を支える組織の強化と人材の養成

共同研究センターや研究協力部課の充実、大学知的財産本部を通じた外部人材の活用、
法科大学院・ビジネススクールやMOT等の専門職大学院の活用、企業側におけるキャリアパスの開発等

(5) 人材養成・活用面での産学官連携の推進

インターンシップ、連携大学院、産学共同による教育プログラムの開発等

知的財産ワーキンググループ報告書の概要

平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキング・グループ

知的財産の取扱いに関する基本的考え方

- ・ 大学は社会貢献を教育・研究に加え「第三の使命」として位置付け
- ・ 知的財産の組織的な管理・活用は大学の基本的役割であり、社会貢献の一つ
- ・ 大学等で生み出された知的財産等は原則大学帰属とし活用

対象となる知的財産等

特許権、実用新案権、意匠権、
著作権(データベース及びプログラムにかかる著作権)、
回路配置利用権、育成者権、研究開発成果としての有体物、
その他技術情報やノウハウ

学生等が寄与した発明の取扱い

- 大学と雇用関係にある学生等の発明は職務発明として原則
大学が権利承継
- 大学と雇用関係にない学生等については発明規則等により
大学への届出義務付けた上で、学生等と大学で移転契約

特許権等の取扱い

- 大学教員の職務発明
「大学から、あるいは公的に支給された研究経費を使用して大学で行った
研究又は大学の施設を利用して行った研究の結果生じた発明」を職務発明
- 大学教員と大学の関係
- 発表前の発明届出の徹底
 - 大学承継の特許権等の活用可能性が見出せない場合は権利の譲渡・
放棄を含めて適切に対応
 - 大学の発明規則等において特許法第35条の「相当の対価」を規定

有体物等の取扱い

- 学内規則や契約に基づき原則大学に帰属
- 管理は学外移転や具体的利用価値が認められた場合に大学
への届出後、大学の組織的管理
- 学外移転の際は利用目的に応じ契約に基づく取扱
- 大学が外部から受け入れる場合の適切な対応

知的財産ワーキンググループ報告書の概要

平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキンググループ

研究成果の組織的管理・育成・活用推進のあり方

知的財産ポリシーの作成

- 各大学が個性や特色に基づき知的財産ポリシーを作成・公表することが必要
(知財ポリシー 各大学の使命や責務、研究成果の育成・活用に関する考え方、具体的な知財の取扱方針、紛争解決のための手続等を規定)

体制等の整備

- 教職員や学生等の意識改革が必要
- 組織的管理・育成・活用を戦略的に進める体制(「知的財産本部」機能等)の整備
- 学内の産学官連携の諸機能の集約と一体的取組体制を整備
- 意思決定の迅速性・柔軟性を確保

人材の養成・確保

- 従来の組織や業務にとらわれず、外部から実務者を積極的に活用
- 高い専門性に応じた処遇
- 長期的観点からの人材の採用・養成

知的財産の創出・育成・活用への貢献に対する適切な評価

国立大学法人とTLOとの関係

- TLOの位置付け(大学法人の外部組織、内部組織)、機能分担等を考慮した多様な形態
- 大学法人とTLOがもっとも効率的、効果的な体制を選択

利益相反ワーキング・グループ報告書の概要

平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ

利益相反とは

概念

- 利益相反は教職員や大学の産学官連携活動に伴い日常的に生じうる状況
- 法令違反の問題ではなく社会的受容性（大学への社会的信頼）の問題

問題の所在

- 利益相反に適切な対応を怠ると大学のインテグリティが損なわれ、結果として産学官連携の推進が阻害されるおそれがある
- （インテグリティ： 「社会的信頼」、「尊厳」、「らしさ」 などの意）

利益相反への対応の基本的考え方

対象者の範囲

- 基本的には教員を対象（大学の管理運営や産学官連携に関与するその他の職員（技術移転担当者など）についても同様）

アプローチの仕方

- 不適切な行為をあらかじめ列挙し、禁止するものではない
- 個別事例に応じた対応をとるための手続・体制（マネジメントシステム）の構築が適切
- 情報の学内開示による透明性の確保及び社会への説明責任を果たすこと

- 必要に応じ産学官連携活動の制限等一定の対処

利益相反ポリシーの作成

- 全国一律のルール化ではなく各大学がそれぞれの個性・特色に応じた利益相反ポリシーとシステムを構築
- 各大学のポリシーは一般に公表

利益相反に対応するための学内システムの在り方

学内システムのモデル例

教職員の金銭的情報の学内開示（報告）



利益相反アドバイザーによる事実関係の調査・検討



必要に応じ利益相反委員会で審議、対応方法の提案



定期的なフォローアップ

学内の体制整備

- 情報の一次的検討、日常的な相談窓口として利益相反アドバイザーを配置
- 個別事例における対応方策の決定や、利益相反ポリシーの作成等、利益相反への対応方策全般について権限と責任を有する機関として利益相反委員会を設置
- 利益相反委員会の審議に学外有識者や専門家の意見を適切に反映する仕組みを設けることが重要

利益相反ワーキング・グループ報告書の概要

平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ

利益相反ポリシー作成に当たっての検討事項と順序の例

1 大学の使命と産学官連携の位置付け

- ・ 大学の使命・目的に対する基本的な考え方、大学としての理念
- ・ 社会貢献、産学官連携の位置付け
- ・ 教育・研究活動と産学官連携活動の関係

等

2 産学官連携に関する基本方針

- ・ 大学にとっての産学官連携活動の意義
- ・ 産学官連携の基本方針
(リエゾン活動、共同研究、技術移転、インキュベーション等に関する大学戦略・方針)

等

産学官連携の推進に取り組む大学においては以下の事項の検討が必要

3 利益相反ポリシーの作成と公開

- ・ 利益相反に対応する目的、意義
- ・ 利益相反の定義
- ・ 大学のインテグリティと利益相反との関係
- ・ 対象者の範囲の明確化
- ・ マネジメント・システムの枠組み(例：金銭的情報の開示、具体的事例ごとの判断等)
- ・ 学内の責任機関・担当部署の明確化
(例：利益相反委員会、利益相反アドバイザー等)
- ・ 教職員の兼業に関する規定との関係の整理(責務相反)
- ・ 学内関係者への啓発の方針
- ・ 利益相反ポリシーの公開

等

4 大学の使命と産学官連携の位置付け

- ・ 教職員に開示を求める金銭的情報の種類・範囲
- ・ 教職員に金銭的情報を求める頻度(年1回、学期ごと等)や機会
(新たな産学官連携活動に関与するような場合等)
- ・ 情報開示の様式の作成
- ・ 開示された金銭的情報を保存・管理する責任者の明示
- ・ 利益相反アドバイザーの配置
- ・ 利益相反委員会の構成、委員の選任方法
- ・ 利益相反委員会で審議すべき事項かどうかの判断基準
- ・ 利益相反委員会で対応方針を決するための判断基準
- ・ 利益相反委員会の決定に対する異議申し立ての手続
- ・ 教職員が利益相反委員会の決定に従わない場合の対応
- ・ 情報公開請求への対応
- ・ 学内関係者への啓発(セミナーの開催、ハンドブックの作成等)

等

研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書概要

(平成14年5月)

検討範囲

公的研究機関の研究開発成果

(例：微生物、実験動物、材料サンプル、岩石試料等の有体物、
発明等の無体物)

研究開発成果の取扱いの現状と問題点

現状

研究開発成果の 帰属 研究開発成果の 利用

- ・研究開発成果の研究開発の場での広い利用
- ・知的財産の産業利用
- ・研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立

ルールが総じて不明確

問題点

新しい知の創造を図るとい う観点からみた問題

- ・研究開発成果の取引の阻害
- ・知的資産の蓄積と研究開発の場での利用の阻害
- ・知的財産の保護との両立の問題

わが国経済を发展させるとい う観点からみた問題

- ・知的財産権等の実施（利用）が不十分
- ・知的財産創出のインセンティブ付与が不十分
- ・知的財産権によって保護された知的財産を事業として研究開発の場へ広く提供する場合の問題

研究開発成果活用の 基本的考え方

研究開発成果の帰属

- ・原始的には研究者に帰属
- ・利用を促進するため契約等により最終的に機関に帰属

研究開発成果の利用

- ・体制の整備、知的財産の適切な保護
- 1.研究開発成果の研究開発の場での広い利用の促進
 - ・簡素・明確な手続による広い利用
 - ・広く利用可能とするための貢献を求める
 - 2.知的財産の産業利用の促進
 - ・第三者の実施（利用）の増進と、不実施（利用）の場合の別の者への実施許諾等
 - ・実施（利用）による公的研究機関・研究者への対価還元
 - 3.研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立
 - ・知的基盤等の整備・提供のための知的財産権の許諾
 - ・知的財産権による保護を図る一方、研究開発の場での広い利用を行う

研究開発成果活用の具体的なあり方

研究開発成果の帰属

1. 研究開発成果の帰属

(1) 原始的帰属

研究開発成果の創出は研究者の知的活動に基づくものであり、原始的には研究者に帰属。

(2) 利用を促進するための最終的な帰属*

研究開発成果の取引の円滑化、知的資産の蓄積と利用及び知的財産権等の活用のため、勤務規則・契約その他の定めにより公的研究機関に帰属させる。

(3) 管理

知的財産権、秘密の知的財産は公的研究機関が管理。その他の研究開発成果（生物遺伝資源、微生物、研究データ等）は研究者が管理。

(4) 共有

2. 研究者が異動した場合の帰属の変動

研究開発成果の取引の円滑化、知的財産権等の活用のため、一般的には帰属は変動しない。

研究開発成果の利用

公的研究機関は体制を整備するとともに、知的財産を適切に保護。

1. 研究開発成果の研究開発の場での広い利用の促進

(1) 研究開発の場での広い利用と利用の制限

公的研究機関、研究者には研究開発の場で広く利用可能とする一方、知的資産蓄積等のための貢献を求める。公衆の衛生を害する等特定の場合にはその利用を制限。

(2) 利用の手続・提供価格

公的研究機関の了承を得て、研究者の判断により利用を図る。円滑な流通を促進するよう簡素な手続きとする。公的研究機関、研究者による提供価格は実費を上限とする。

(3) 共有 共有に係る研究開発成果も研究開発の場で広く利用。

2. 知的財産の産業利用の促進

(1) 知的財産権等の実施（利用）の条件

最大限実施（利用）されるよう公的研究機関と第三者との契約により定める。

(2) 知的財産権等の実施許諾等を受けている者の実施（利用）の増進

事業活動の予見可能性を確保。事業活動の不当な制約は不可。

(3) 知的財産権等の実施許諾等を受けている者が不実施（利用）の場合の取扱い

実施許諾等の取り消し又は別の者への実施許諾等若しくは譲渡を許容。

(4) 対価の公的研究機関・研究者への還元

(5) 共有 公的研究機関の不実施補償を許容。

3. 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立

(1) 知的基盤等の整備・提供と知的財産権による保護の両立

知的基盤等の整備と研究開発の場への提供のため、知的財産権を実施（利用）許諾。

(2) 知的財産権による保護と広い利用の両立

(3) 知的財産の秘匿と広い利用との両立

科学・学術的価値を有する知的財産は、研究開発の目的等を考慮して広く利用可能とするか、秘密にして産業利用を図るかを決定。

発明補償の取扱

(平成15年1月)

概要

国立大学等の教職員に対する発明補償の規定(平成15年1月制定)

ポイント

発明者(教職員)のインセンティブを高めるため次の事項を改善

実施補償金の上限を撤廃したこと(従前は600万円が上限)

実施補償金の算定率をアップしたこと

国の収入実績の約25%(従前は収入実績に応じ算定率が逡減(25%から逡減))

[参考 : 算定例]

国の収入実績	従 前		新	
	補償金の額	%	補償金の額	%
100万円	25万円	25	50万円	50
1000万円	72.5万円	7	275万円	27
1億円	522.5万円	5	2,525万円	25
2億円	600万円	3	5,025万円	25

国立大学法人化後の取扱

各国立大学法人において発明者への十分な還元を配慮しつつ個別に取扱を定める

「大学知的財産本部整備事業」の概要

大学における知的財産の取扱い

～ 機関帰属への転換と大学知的財産本部～

基本的考え方

< 現 状 >

ルール: 原則として発明者個人に帰属

問題点

- ・ 大学の組織としての対応困難
- ・ 個人が特許取得・維持費を負担
- ・ 活用相手方の発掘の困難性

知的財産の死蔵化
研究成果の社会還元が不十分

< 今後（法人化後）の方針 >

ルール: 原則として機関に帰属

利点

- ・ 発明の発掘・権利化の組織的対応可能
- ・ 個人帰属の問題点を解消
- ・ 企業等との交渉の一元円滑化

知的財産の有効活用
研究成果の社会還元を実現

機関帰属に伴い大学に求められる4つのポイント

- | | |
|----------------|--------------------|
| 明確な知的財産ポリシーの確立 | 組織的な全学的マネジメント体制の整備 |
| 知財専門人材の確保 | 効果的・効率的な活用体制の強化 |

大学知的財産本部整備事業

- ・ 大学の自由な発想に基づく新しいマネジメント体制
- ・ 民間企業経験者等の外部人材の積極的活用
- ・ T L O 等外部組織との連携強化

知的財産戦略大綱

(平成14年7月3日 知的財産戦略会議決定)

知的財産権の取得・管理のための人材や体制の整備

ア) 知的財産管理機能の強化

研究開発の実施段階から知的財産の発掘・権利化を行うため、2002年度から準じ大学・公的研究機関等における弁理士や民間の専門家の活用を推進するとともに、産学官連携組織の機能の強化を図る。また、他大学に先立ち、全国数十程度の主要な国公立大学において、TLOとも連携しつつ、企業経験者民間人材を活用して、知的財産の創造と活用を総合的に支援する「知的財産本部」の整備等を2003年度までに開始する。(総合科学技術 会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

知的財産基本法 (平成14年法律第百二十二号)

(研究成果の移転の促進等)

第十三条

国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

大学知的財産本部整備事業

平成15年度予算 24億円

～ 知的財産の戦略的「創出」「取得」「管理」「活用」のための体制整備～

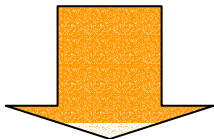
ポイント

- ・ 知的財産の機関一元管理への移行を踏まえた体制構築
- ・ 大学の自由な発想に基づく新しいマネジメント体制
- ・ 民間企業経験者等の外部人材の積極的活用
- ・ TLO等外部組織との連携強化



産学官連携の強化

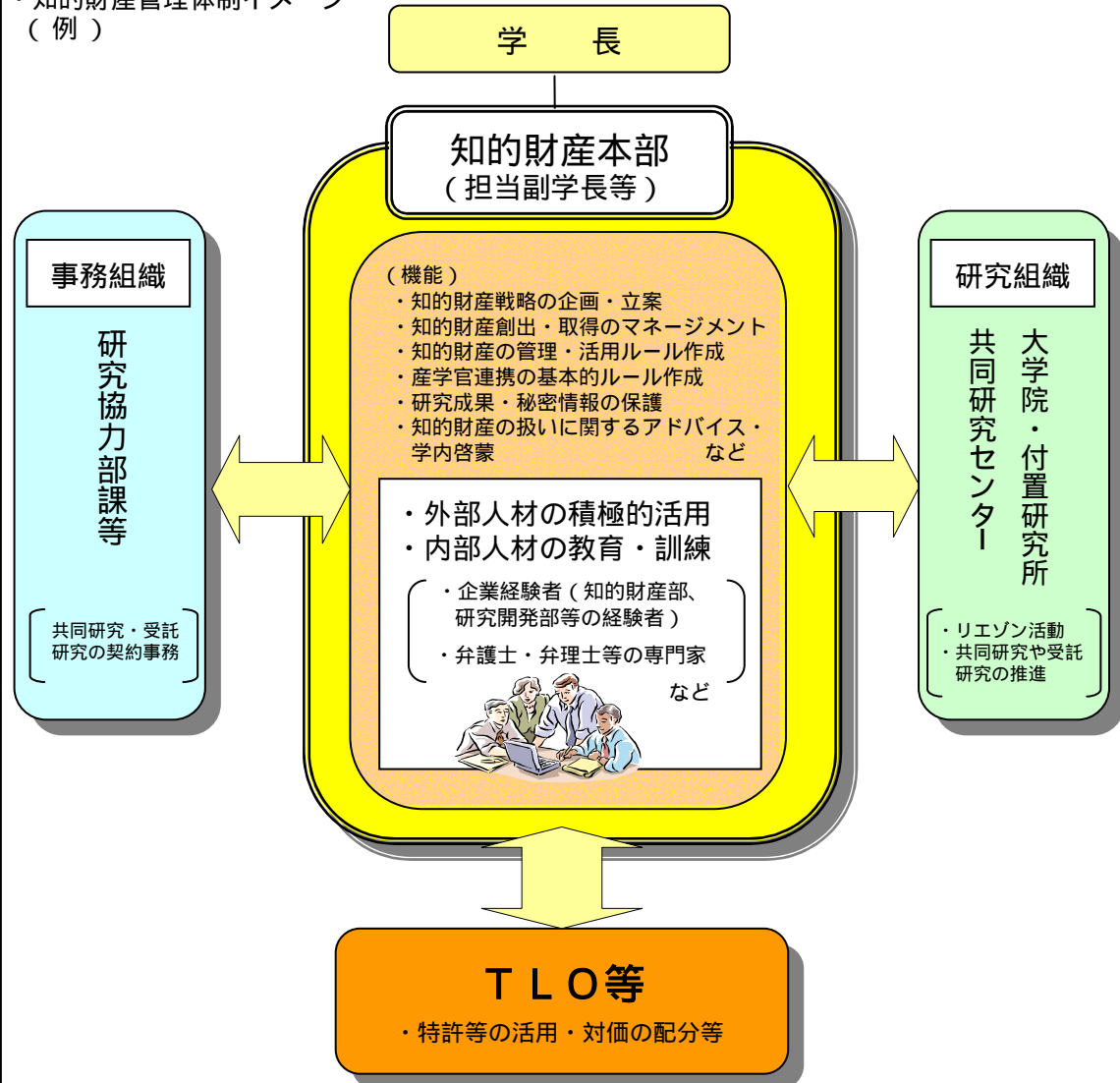
各研究プロセスにおける成果の計画的な権利化
実用化に直結する知的財産の創出



優れた知の創造と活用による経済・社会の活性化

- ・ 新産業の創出
 - ・ ベンチャーの育成
 - ・ 知的財産を活用した国際競争力の強化 等
- 「知的財産立国」の実現

・ 知的財産管理体制イメージ (例)



大学知的財産本部整備事業について

目的

特許等知的財産の機関管理への移行を踏まえ、大学等において知的財産の取得・管理・活用を戦略的に実施するための体制整備を支援。

スキーム

全国の国公私立大学等



知的財産の取得・管理・活用を戦略的に実施するための体制構築に向けた構想を提出

文部科学省

選定委員会



大学等を選定

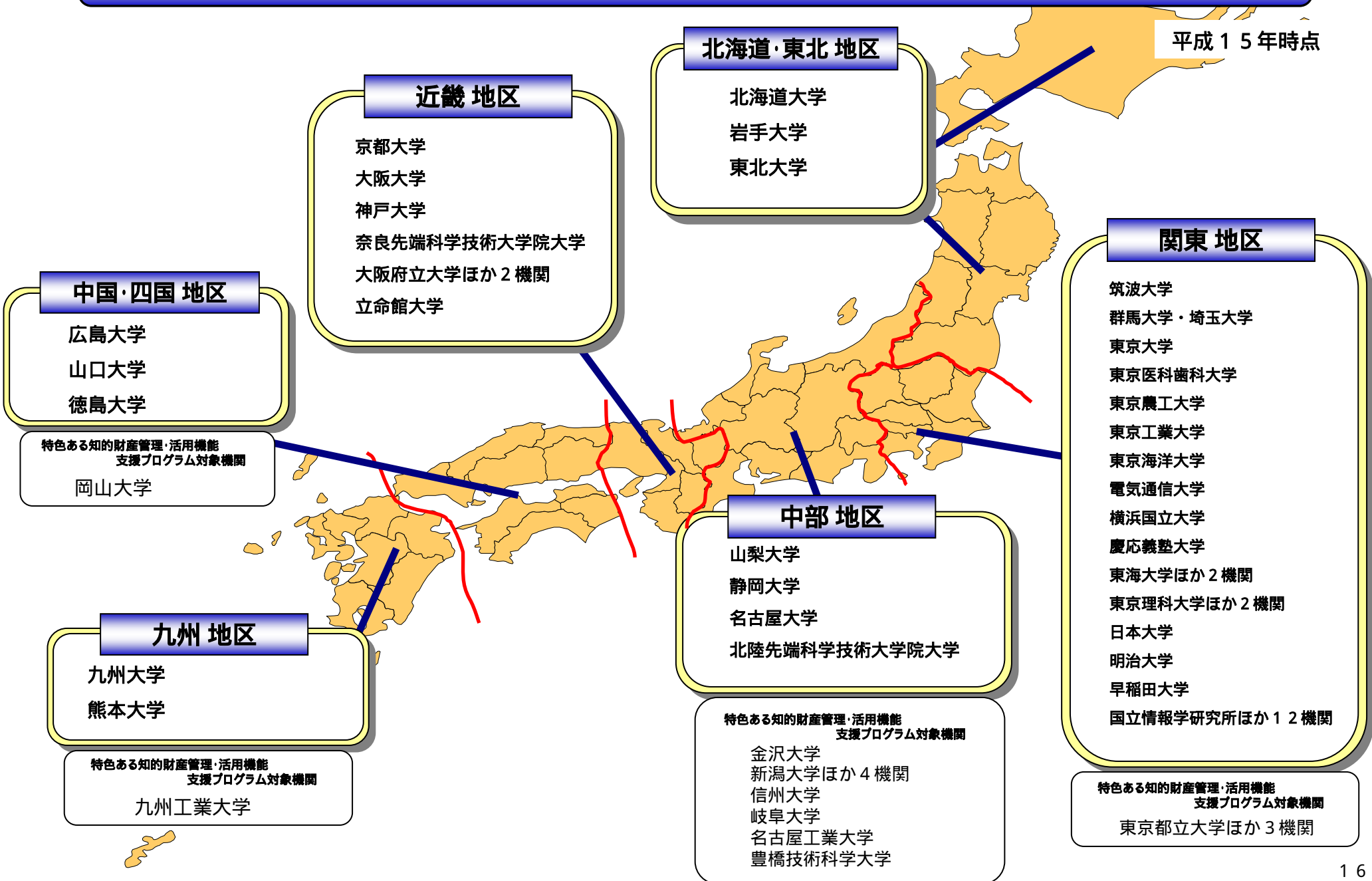
中間評価を踏まえ最長で5年間予算配分

ポイント

既存の概念に縛られない各大学の自由な発想による新しいマネジメント体制の提案を広く公募
知的財産の機関一元管理への移行を前提とした体制を構築
弁理士や民間企業経験者等、外部から優秀な人材を確保
T L O等外部組織との連携体制を構築・強化

「大学知的財産本部整備事業」の審査結果 地域別分布図

平成15年時点



「大学知的財産本部」の整備パターンについて

(大学知的財産本部の整備パターン)

